

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の、全ての申立期間に係る標準賞与額の記録については、当該期間のうち、平成16年1月30日は83万8,000円、17年1月31日は98万5,000円、19年1月31日は16万9,000円、20年1月31日は100万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年1月30日  
② 平成17年1月31日  
③ 平成19年1月31日  
④ 平成20年1月31日

A事業所において、平成16年1月、17年1月、19年1月及び20年1月に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金事務所の記録に当該標準賞与額に係る記録が無い。

申立期間について調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、申立人から提出されたA事業所発行の平成16年1月及び19年1月に係る賞与明細書並びに17年1月及び20年1月に係る賞与支給控除一覧表において、申立人は、事業主から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められ、当該賞与明細書及び賞与支給控除一覧表により確認できる厚生年金保険料の控除額から、平成16年1月30日は83万8,000円、17年1月31日は98万5,000円、19年1月31日は16万9,000円、20年1月31日は100万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当

時)に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和25年9月5日、資格喪失日は26年1月10日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、7,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年1月から26年6月まで

私は、申立期間当時、B都道府県のC軍D部隊において、車両修理の業務に従事していたにもかかわらず、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

E事業所から、申立期間当時、B都道府県内の駐留軍の基地従業員を供給するため、A事業所（現在は、F事業所）が設置されていたとの回答が得られたところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同姓同名であり、生年月日が申立人と生年のみ相違する者が、昭和25年9月5日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26年1月10日付けで資格を喪失していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿において確認できる申立人と同姓同名の被保険者の生年月日は「大正14年\*月\*日」であり、改製原戸籍において確認できる申立人の生年月日は「昭和3年\*月\*日」であるところ、このことについて申立人は、「駐留軍で働いていた当時は物資の販売も手がけており、年齢が若いと軽く見られることから、実際の年齢より何歳か年上の年齢を自称していたこともあった。」と供述している。

さらに、申立人は、「私が駐留軍で勤務を開始したのは、運転免許証を取

得する前であり、G市区町村へ帰郷するまで勤務していた。」と供述しているところ、申立人の運転免許証において確認できる免許証の交付日は昭和25年12月12日、住民票において確認できる申立人のG市区町村への転入日は26年6月30日であり、前述の被保険者の資格取得日（昭和25年9月5日）及び資格喪失日（昭和26年1月10日）と時期がおおむね合致していることなどから判断すると、A事業所における当該厚生年金保険の被保険者記録は、申立人の記録であると推認される。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和25年9月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26年1月10日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人の前述の被保険者名簿の記録から、7,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、前述の昭和25年9月5日から26年1月10日までの期間を除く期間については、E事業所及びF事業所では、A事業所当時の人事記録等の資料は保管されていない上、申立人は、当時の同僚等の氏名について記憶が無いことなど、申立人の勤務実態、給与からの厚生年金保険料控除の状況等を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、事業所名簿において、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは昭和24年4月1日であり、申立期間のうち、同年1月から同年3月までの期間においては、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、前述の昭和25年9月5日資格取得、26年1月10日資格喪失の被保険者記録以外に、申立人の氏名等は確認できない上、オンライン記録において、「C軍D部隊」、B都道府県の「C軍」及び「D軍」の名称により検索を行ったが、該当する適用事業所名は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和25年9月5日から26年1月10日までの期間を除いた期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案637

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から60年3月まで  
昭和46年4月頃、父親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても納付してくれた。  
申立期間が未納となっていることに納得できないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号を持つ被保険者の資格取得状況から判断すると、昭和59年10月以降に払い出されたものと推認でき、A市区町村（現在は、B市区町村）が作成した国民年金被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人の国民年金の資格取得年月日は60年4月1日であることが確認できる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された状況も確認できないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親も既に死亡していることから、国民年金の加入手続、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立期間は168月に及んでおり、これだけの長期間にわたって行政機関の事務処理上の不備が連続して起こるとは考え難い上、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め

ることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から50年3月まで

私の母が、昭和48年の12月末だったと思うが、役場に電話をして「息子の国民年金保険料を20歳に遡って納付する。」と言ったところ、「今年の事務は終わったので、来年にして下さい。」と言われた。その後、49年1月に母が婦人会の集金人に20歳からの保険料を支払い、以降の保険料は婦人会の集金人に3か月ごとに支払った。納付したのは確かなので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号を持つ被保険者の資格取得状況から判断すると、昭和50年6月以降に払い出されたものと推認できる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無いことから、申立期間当時、申立人の母親の主張する方法では国民年金保険料を納付できなかったと考えられる。

また、手帳記号番号の払出時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、申立期間に係る保険料納付を行ったとする申立人の母親からは、過年度納付をうかがわせる供述は無く、A市区町村によると、「婦人会等の納付組織では過年度保険料の収納及び預かりは行っていなかった。」と回答していることから、過年度保険料の納付をうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月1日から38年3月1日まで  
厚生年金保険被保険者期間を確認したところ、昭和34年10月1日から38年3月1日まで、A事業所の計41月について、同年6月13日に脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答があった。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年6月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険の資格喪失日である昭和38年3月の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格のある者が4人確認できるところ、資格喪失日から2か月後に他の事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している一人を除く3人に支給記録があり、全ての者が資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、事業主による代理請求がなされていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案660

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月15日から42年1月5日まで  
厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、昭和39年9月15日から42年1月5日までの期間の計28月について、同年4月14日に脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答があった。

しかし、私は、支給申請を行っておらず受給もしていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年4月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

また、オンライン記録において、申立人の健康保険番号の前後で管理されている被保険者記録を確認したところ、脱退手当金の受給記録が確認できた5人全員が資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できるとともに、うち二人は、「脱退手当金の請求手続については、会社が代理でしてくれた。」「脱退手当金については、会社が代理で手続をし、会社を経由して受け取った。」と供述していることなどから、事業主による代理請求が行われていた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年12月17日から43年8月8日まで  
② 昭和43年11月11日から45年1月9日まで

厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、昭和35年12月17日から43年8月8日までの期間及び同年11月11日から45年1月9日までの期間の計91月について、45年3月30日に4万4,955円の脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答があった。

しかし、私は、会社から脱退手当金として約5,000円しか受け取っていないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金の一部の受給を認めているものの、その受給額が極端に少なく、受給していない期間があると主張しているが、申立期間の脱退手当金は支給額（4万4,955円）に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、社会保険事務所（当時）が裁定した脱退手当金は、隔地払の場合、請求者の最寄りの銀行又は郵便局へ送金する取扱いがなされていたところ、申立期間に係る脱退手当金計算書によると、A社会保険事務所が裁定した脱退手当金が昭和45年3月30日付けで送金のために小切手を日本銀行に交付した旨の押印がなされている上、申立人が支給日当時に住所を定めていたB都道府県C郡D町最寄りのE郵便局に国庫金が送金されていることが確認できる。

さらに、申立人から聴取しても、法定支給額どおりの脱退手当金を受給した記憶が無いという主張のほか、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。